

【空知・新十津川雨竜区域】

北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

エゾシカによる被害を防止するため、個体数の削減に取り組んできた結果、生息数は平成23年度の約77万頭から減少傾向にあったが、近年、全道で再び増加に転じており、令和5年度は過去最高を更新した可能性がある。また、農林業被害は令和4年度に48億円となり依然として高水準にあるほか、採食や踏み付け攪乱による表土流出や生態系への影響も懸念されている。

さらに近年では、捕獲圧の高まりにより、鳥獣保護区などにエゾシカが逃げ込むなど捕獲困難な状況が見られる。

このため、鳥獣保護区や自然公園など、市町村等による捕獲が困難な箇所において、道が計画的にエゾシカの捕獲を実施する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ（エゾシカ）

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
新十津川雨竜区域	令和6年10月1日から令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年12月上旬～令和7年2月下旬

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
新十津川雨竜区域	新十津川町美沢地区 雨竜町国領地区	暑寒別天売焼尻国定公園内に位置し、標高約850mに所在する雨竜沼湿原は、近年エゾシカの侵入に伴い、植物の食害が加速し、年々湿原内の花の数が減少している。この湿原を利用するエゾシカの越冬地での捕獲を目指し、雨竜沼湿原内で捕獲したエゾシカにGPS首輪を装着した結果、当該地域がエゾシカの越冬地としての可能性が示唆された。このため、今後の植生被害や周辺地域への被害拡大を防ぐために、越冬地におけるエゾシカの個体数調整捕獲を行い、湿原の植生保全及び周辺への被害拡大防止を目的として選定した。	オシラリカ鳥獣保護区隣接地

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
空知・新十津川 雨竜区域	ニホンジカ 10頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
空知・新十津川 雨竜区域	銃猟	5日程度

②作業手順

<p><b>【事前調査の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者への聞き取り及び現地調査を行い、生息状況や希少生物の有無等を確認する。</li> </ul> <p><b>【関係者との調整】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係地方公共団体との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。関係機関（振興局、市町村、鳥獣保護監視員、土地所有者等）からなる打合せ会議を設置し、情報共有及び調整を図る。</li> </ul> <p><b>【捕獲等の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。</li> </ul> <p><b>【安全管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等の連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。</li> <li>近隣住民等に対して事前周知を実施するほか、捕獲地への入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。</li> </ul> <p><b>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲した個体は原則全頭回収し、適切に処分する。</li> <li>公道（通行止め区間含む）から離れた場所に限り、捕獲した個体の放置を可能とする。ただし、鉛弾を使用しないこととし、放置した個体又は放置個体に誘引された鳥獣等により発生する生態系、生活環境又は地域の産業への影響に十分配慮すること。また、事業途中にあたっては放置個体の消失状況の把握に努めること。</li> <li>捕獲及び放置の際には水源等への影響がないよう努めること。</li> </ul> <p><b>【捕獲情報の収集・評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託者から、捕獲日時、捕獲場所、捕獲数及び目撃数（雌雄別）、かかった人工数などの情報を収集し、専門家の意見を踏まえて事業評価を行う。</li> </ul>
--

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

実施主体	：北海道
実施方法	：委託
委託の範囲	：指定管理鳥獣の捕獲
委託先	：認定鳥獣捕獲等事業者等
実施に当たり関係する機関等	： <ul style="list-style-type: none"><li>・環境省北海道地方環境事務所 実施区域に係る希少種等の情報提供や捕獲事業における情報共有を図る</li><li>・林野庁北海道森林管理局 捕獲事業における情報共有を図る</li><li>・新十津川町・雨竜町 地元関係機関、地権者等との調整や現地確認、手続き等に対する助言・協力をを行う</li><li>・北海道立総合研究機構（エネルギー・環境・地質研究所及び林業試験場） 捕獲方法や分析等の助言など効果的な事業実施に向けた連携を図る</li></ul>

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・チラシ等の配布や広報での周知、立ち入り禁止等の看板の設置、住民説明会、防災無線等を適宜活用し、周辺住民や来訪者への事前周知を図る。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・捕獲実施場所における土地所有者等に対し事前に説明を行うとともに、占用許可等の必要な手続きを行う。

### (2) 事業において配慮すべき事項

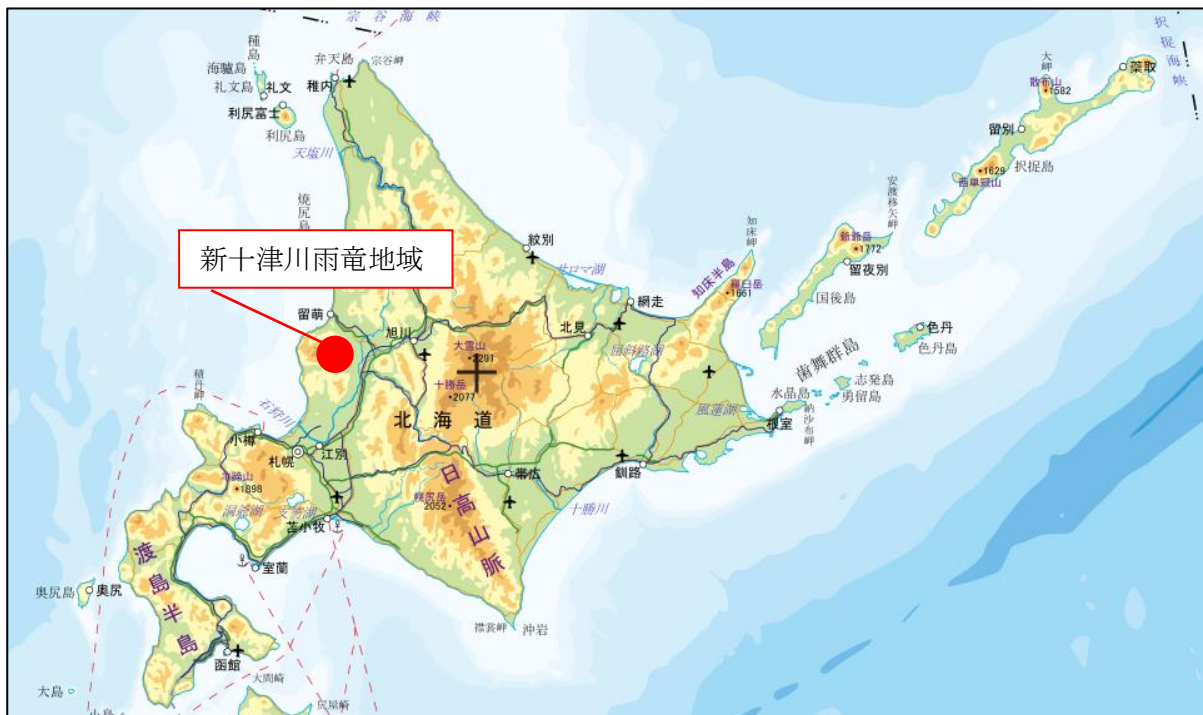
- ・捕獲を実施する際は、他の野生動植物への配慮に努める
- ・捕獲された個体は、原則全頭回収し、適切に処分する。
- ・公道（通行止め区間含む）から離れた場所に限り、捕獲した個体の放置を可能とする。ただし、鉛弾を使用しないこととし、放置した個体又は放置個体に誘引された鳥獣等により発生する生態系、生活環境又は地域の産業への影響に十分配慮すること。また、事業途中にあたっては放置個体の消失状況の把握に努めること。
- ・捕獲及び放置の際には水源等への影響がないよう努めること。

### (3) 地域社会への配慮

- ・事前に捕獲実施日を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故のないよう最大限配慮する

# 北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画【空知・新十津川雨竜区域】

## 【位置図】



## 【区域図】

